



民事訴訟の第2審判決について

次の民事訴訟について、令和6年3月21日午後1時15分に判決の言渡しが行われ、呉市が勝訴しました。

(事件番号等) 令和5年(ネ)第324号

呉市等に対する債務不履行等による損害賠償等請求控訴事件

(管轄裁判所) 広島高等裁判所

(控訴年月日) 令和5年12月1日(控訴状受理年月日 令和6年1月17日)

(控訴人) 呉市在住の個人

(訴額) 200万円

(事件の概要)

控訴人は、「呉市上下水道局は、過去に控訴人に関わる公用文書の偽造をほう助した。また、条例違反をした施工業者に対して適切な行政指導を行わなかったため、控訴人は、工事の瑕疵等により、設備の故障などの損害が生じた。また、控訴人に対して何ら説明や問合せをすることなく停水予告状を送り付け、控訴人の所有する建物における業務を停止せざるを得ない状況に追い込もうとした。また、呉市総務課長は、控訴人と呉市との間の別件訴訟における和解条項を遵守せず、債務不履行により控訴人に損害を生じさせた。」などと主張し、呉市に対し、損害賠償及び慰謝料として200万円及びこれに対する令和5年2月16日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求め、提訴したものです。

広島地方裁判所において、令和5年11月17日午後1時10分に判決の言渡しが行われ、呉市が勝訴しました。

控訴人は、この判決を不服として、控訴したものです。

(判決主文)

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

(今後の予定)

- 1 控訴人が判決書の送達を受けた日の翌日から起算して14日以内に上告又は上告受理の申立てをしない場合は、呉市の勝訴が確定します。
- 2 原告がこの判決を不服として上告又は上告受理の申立てをした場合は、上告審において審理が継続します。